

令和 8 年度環境配慮契約法基本方針検討会
資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会（第 1 回）
議事録

出席委員：中込委員、橋本委員、藤井委員（座長）、室石委員（五十音順）

1. 日 時 令和 8 年 6 月 23 日（火）10 時 00 分～11 時 20 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 8 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長、平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）： 環境省環境経済課長の平尾と申します。オンラインから大変失礼します。委員の皆様におかれましては、本日もありがとうございます。昨年度末の 3 月にこの会議を立ち上げまして、資源循環の動きが進む中で、国の環境配慮契約の方もアップデートが必要ではないかということで議論を始めさせていただいております。元々議論になっていた総合評価をやってみるのはどうだろうかということで考えていたところで、前回も活発なご議論をいただきましたし、今回に至る過程でも様々ご指摘賜っておりまして、今回お諮りするという形で、案を作ってきたところでございます。今日の議論をもとに最終的な案を作っていきたいと思っておりますので、忌憚ないご意見を頂戴いただければと思っております。本日はよろしく願いいたします。

事務局： （Web 会議システム説明：省略）

事務局： （委員紹介：省略）

事務局： それでは、以降の進行は藤井座長にお願いいたします。

藤井座長： それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、12 時 00 分までの 2 時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、6月19日（金）に事前に送付をしております。

配 付 資 料

- 資 料 1 令和8年度環境配慮契約法基本方針検討会資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会委員名簿
- 資 料 2 環境配慮契約での産廃処理契約の検討について
- 参考資料1 令和8年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

3. 議 題

藤井座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、（１）産業廃棄物処理契約に係る検討事項等について、（２）その他についてとなっています。それでは（１）について、事務局より資料2のご説明をお願いいたします。

（１）産業廃棄物処理契約に係る検討事項等について

環境省： （資料2説明：省略）

藤井座長： 資料2のご説明、ありがとうございました。それでは議論に入りたいと思います。前回の専門委員会で、総合評価落札方式を採用するということについては、皆さんにご了解いただいたところかと思います。今回、具体的な評価項目についても、前回ある程度お示しいただいたものを一部改訂したものも含めて、細かく出しておいており、18ページには配点案も示されておりますので、主にそのあたりについてご議論いただければと思っております。ただ、それ以外にも資料全体を通じて、「こんなところはどうなのか」といった点も含めて、どこからでも構いませんのでご意見をいただければと思います。また、この件については、もう1回議論する機会がありますので、今日だけで決めてしまう必要はありません。それから、親検討会で今日の内容を説明した際に、何かご指摘があるかもしれませんし、それに応じてこちらで対応が必要になることもあるかもしれません。ご説明の最後にもありましたように、加算項目として整理しているものの一部を標準項目へ持っていくような話も出てくるかもしれません。そういう意味では、簡単には決まらない部分もあると思いますが、項目や配点の割合などについては、ある程度方向性を固めていければと思っております。それでは、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。人数もそれほど多くありませんので、皆さん一度ずつはご発言いただければと思います。それでは、まず中込委員、お願いいたします。

中込委員：今回お示しいただいております総合評価落札方式につきましては、再資源化の項目や、高度化法等の認定制度の取得有無など、幅広く項目に入っており、全体の方向性としては賛同いたします。

一方で、配点につきましては、例えば、今後、資源循環の高度化を進めていく観点からすると、再資源化の取組が適切に評価される配点設計とする必要があると思っております。今回の配点では、再資源化のインセンティブが若干弱いという印象を持っております。相対的に熱回収の方が有利になり、結果としてマテリアルリサイクルあるいはケミカルリサイクルなどのリサイクル手法が優先されないという構造になっているのであれば、配点をもう少し考慮する必要があると思えます。特に熱回収においても、CO₂の排出抑制効果という意味では、手法により違いもあるため、その点も踏まえて、配点をもう少し細やかに設定するというのも一つの考え方ではないかと思えます。

また、先々では動静脈連携を構築していくことが重要になり、再資源化の問題についてはメディア等でも取り上げられているなか、今回、国が示す方針は重要な位置付けになるものと考えております。

一点、質問します。18 ページの一番下の※1 に、「配点の内訳は各調達者で設定可能」と記載されております。こちらの内容について、ある程度の自由度を持って差配するという点は良いと思いますが、一方で配点が一部の項目に偏重する懸念もあろうかと考えます。そのため、この点については、差配に関して制限等を設けるのか、どこまで自由度を持たせるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上になります。

藤井座長：ご質問いただいた点も含めて事務局からお願いします。

環境省： 総合評価落札方式においては、この産業廃棄物処理契約に限らず、加算点に関しては各調達者で設定が可能な形としております。調達者が自由に設定が可能となることで各評価項目で偏重される可能性があるかという点につきましては、統計を取っているわけではありませんが、おそらく調達者にとっては、配点例を変える必要性がない限り、基本的には環境省の示した配点例に沿って総合評価落札方式を実施した方がいいのではないかと考えて、そのとおりに配点・配分をしていただけるのではないかと考えております。偏重がどういう場合に起こるのかということも踏まえて、制限を設けられるのかという点については、現時点ではまだ分からないところもありますが、その辺りは考えていきたいと思えます。

藤井座長：ちなみに、今、中込委員がおっしゃった再資源化に関するインセンティブという意味では、加算対象①のところで、熱回収よりは再資源化の方が高い点数になるようにはなっているのですが、それでも、要するに標準点の方で、ある種価格が反映されることになるので、再資源化又は熱回収だと、結果としてそちら（熱回

収) が有利になってしまうというご懸念だという理解でよろしいですか。

中込委員：おっしゃる通りです。

藤井座長：そういう意味では、焼却ではないもの、エネルギー回収ではないものについて、もう少し点数が付くようにしたらどうかというイメージですかね。

中込委員：はい。

藤井座長：分かりました。続いて室石委員、お願いいたします。

室石委員：18 ページの標準点②のところですけども、感染性廃棄物について配慮いただいております。これが1 点目です。それから2 点目として、同じ18 ページの加算点⑨のところですけども、高度化法も始まったばかりですので、認定といっても先日出てきたばかりという感じもありますし、どれくらい効果が出てくるかというのはこれからの話だと思っています。今後の予定にも関係するとは思いますが、特に加算点⑨については、例えば5 年後ぐらいに一度、実績を踏まえて見直しをするといったことを、あらかじめ考えておいていただいた方がいいのかなという気がいたしました。高度化法の認定がうまく活用されていけば非常に良いと思うのですが、実際にどういう状況になっているのか、まだよく分からない面もありますので、どれくらい効果があるのかということは、例えば5 年後、あるいは3 年後かもしれませんが、その辺りは事務局にお任せしたいと思っておりますけれども、適切に見直した方がよいと思います。例えば、非常に効果があるということになれば、⑨の中身を分割して、加算点としてもう1 項目設け、高度化法だけで5 点、プラ法だけで5 点というようにして、再資源化の方に、より配点を寄せていくという考え方もあるかもしれません。とりあえずは、現時点ではこの形で始めるということで私は良いと思うのですが、⑨については、その後もしっかりフォローしていった方がいいのではないかと思います。以上です。

藤井座長：⑨につきましては、必ずしも高度化法だけを対象にしているわけではないのですが、事務局いかがでしょうか。

環境省： おっしゃるとおり、総合評価落札方式を導入した後に、各評価項目がどのくらいうまく運用できているかですとか、入札参加者数にどのくらい影響しているかといったところは、しっかりウォッチしていきたいと考えております。いただいたご意見のとおり、⑨の認定制度についても、どのくらい認定が出てきているのかという点も含めて見ていきたいと思っております。5 年後と言わず、2、3 年後も含めて状況を見ながらフォローしていきたいと考えております。

藤井座長：では、橋本委員お願いします。

橋本委員：同じく 18 ページのスライドのところで、何点かコメントさせていただければと思います。1 点目が標準点②のところですが、今回、感染性廃棄物について言及いただいて、「再資源化・熱回収の余地がない」という表現になっています。この「余地がない」というのがどういうイメージなのかというところなのかもしれませんが、例えば焼却処理はしているけれども熱回収はしていない事業者というのは、「余地がある」事業者になるのかどうか、その辺りをどう解釈するのか教えていただければと思います。2 点目は加算点①のところですが、当該契約において最終的な再資源化や熱回収が実施されていることを評価するという趣旨だと思うのですが、言葉だけの話で恐縮ですが、その後の赤字の説明を見ると、「再資源化している」「熱回収している」という表現になっていますので、「再資源化される、あるいは熱回収される契約である」というような表現にした方がいいのではないかなと思いました。今の書き方だと、その事業者が普段やっているかどうかを評価しているように聞こえますので、その点が少し気になりました。3 点目は加算点③のところですが、私の方で聞き逃しているかもしれませんが、計画・対策・目標について、産業廃棄物に限定するというお話だったと思うのですが、その趣旨がどういうことだったのか、改めて確認させていただければと思います。4 点目ですが、特に⑤のところでしたのですが、先ほどのご説明では④も含めてということだったと思います。標準点②では再資源化や焼却時、熱回収の状況の公表ということになっていますので、⑤の事業そのものの許可内容や処理能力といったものについても、当然公開される情報に入っていて全然おかしくないかなと思いました。ですので、⑤についても、もし④を含めて標準項目の方に持っていくということであれば、その方がいいのではないかなと思いました。最後に⑨の認定制度についてですが、再生利用認定や広域認定なども含めた認定制度も「等」に含まれる理解でいいのかどうかという確認です。認定制度のポイントの一つが許可を不要にするというところにありますので、必ずしも廃棄物処理を本業としていない事業者も入ってきていると思います。その場合に、そういう事業者に委託するということは想定していないのか、あるいはそういう整理になっているのか、その点についても確認したいと思います。以上、5 点です。

藤井座長：それでは、事務局お願いします。

環境省：最初にご指摘いただいていた標準点②の感染性廃棄物の、「余地がない」事業者というところですが、こちらに関しては、やはり実態というのは我々もきちんと調査しないといけないとは思っているのですが、感染性廃棄物については、熱回収というよりは、焼却ではなく薬液処理でないと対応できない場合があるのではないかと考えております。ここでいう「余地がない」というのは、焼却ではなく薬液処理をやむを得ず選択せざるを得ないものを想定しております。一方で、

「薬液処理ではなく焼却でいいのではないのか」という場合も、もしかしたらあるのかなとは思いますが、そういう場合は「余地がない」事業者には含まれず、焼却処理をしたらいいのではないかと思います。要するに、この「余地がない」というのは、焼却すらできない場合を想定して書かせていただいているということです。

橋本委員：私も詳しいわけではありませんが、例えば亜臨界水処理をして、残渣を燃料化しているような場合、それは別に焼却できないというわけではなくて、処理方法として焼却ではなく亜臨界水処理を選択しているということなので、処理方法の選択もあるのかなと思います。焼却処理をしていて熱回収をしていなければ、「余地がない」事業者には該当しないという整理になりますかね。

環境省：そうですね。あくまで、選択がどうだったかというよりは、感染性廃棄物の処理の段階で、処理上そうしなければならない場合を指しているということです。あと、加算点①のところの「している」という表現については、「される」の方が確かに適切だと思いますので、こちらは修正させていただきます。また、加算点③の評価内容に書いてあります「計画・対策・目標は産業廃棄物部門に限定」というところですが、こちらは少しご議論いただければと考えていたところです。前回、オフィス等における脱炭素対策も、温室効果ガス排出削減対策として含むという整理にしていたましたが、例えば会社として、産業廃棄物部門の中でのオフィスの脱炭素対策であれば、ここに含めてもいいかなと考えております。ただ、その企業が例えば非常に大きい企業で、産廃と関係のない全く別の部門で脱炭素対策をしている場合に、その部分まで温室効果ガス排出削減対策として認めるのかというと、それは少し違うかなと考えておりました。すなわち、オフィスにおける脱炭素対策も含むのですが、産業廃棄物部門として限定して考えてはどうかと思っているところです。もちろん、会社によっては産業廃棄物部門もオフィスで必ずしもきれいに分けられるものではないということは承知しておりますが、考え方としてはそのように限定してはどうかと考えております。

橋本委員：一般廃棄物は対象にならないのでしたっけ。

環境省：一般廃棄物は対象外です。産廃だけです。

橋本委員：産業廃棄物処理に関わる排出ということですかね。「部門」という言葉を使うと、インベントリ上の整理とは少し変わってくる、つまり、インベントリの廃棄物部門というと、本当に燃やしているところだけになってしまうと思います。

環境省：そうですね。それ以外のオフィスなども想定して考えておりました。その点は追記させていただきます。また、加算点④、⑤のお話については、次回、どうい

評価項目にできるかというところは、考え直してお示しできればと思っております。

橋本委員：最終的に、標準点だけで 65 点を満たすような形にしないといけないということですかね。

環境省：そこは調整の仕方次第かなと思うのですが、基本的には 75 点の 6 割なので 45 点になります。それと同等か、あるいはより厳しくするという形にする必要があるのではと考えております。また、⑨の認定の辺りのお話ですけれども、広域認定に関しましては、今回評価したい内容として、脱炭素化や再資源化の観点で認定を受けているというところを考えておりました。そのため、広域認定のような制度もありますけれども、今回は再資源化に関する認定に少し絞らせていただいて、認定制度としては高度化法とプラ法の認定のみを評価対象としてはどうかと考えております。

橋本委員：でも、どちらも再資源化を促進するための認定制度ですよ。広域認定も。

環境省：そこは私も整理し切れていないところがありますので、なぜ広域認定を入れないのかという点も含めて確認したいと思います。

環境省：環境再生・資源循環局資源循環課の山田です。今ご指摘いただいた⑨の認定制度についてですけれども、おっしゃるとおり、再生利用認定や広域認定など、ほかの認定制度もございます。そのため、脱炭素の観点と資源循環の観点の両方から、こういった認定制度をここに入れていくのかについては、事務局とも相談して整理していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

環境省：最後にご指摘いただいていた、業許可を不要とする認定制度についてですけれども、高度化法やプラ法における認定の中にも、業許可を不要とする仕組みはあるかと思います。ただ、おっしゃるとおり、この産廃処理契約で国と契約を結ぶ事業者に関しましては、基本的には業許可を取得している事業者が対象になると思いますので、そういった事業者が改めて認定制度を取得するインセンティブは、それほど大きくないのかなというところがあります。一方で、例えば 22 ページのプラスチック資源循環法に関する認定制度の中で、32 条や 33 条に基づく市町村計画の枠組みの中に、処理事業者として入っている事業者に関しましては、市町村が作った再資源化のスキームの中で活動しているということになりますので、再資源化や再商品化に対して意欲的に取り組んでいる事業者として評価しても良いと考えております。

藤井座長：橋本委員よろしいですか。

橋本委員：はい。ありがとうございます。

藤井座長：橋本委員が最初の方におっしゃっていた亜臨界水処理みたいなものとか、そういう形で燃料を作っているようなケースもあると思うのですが、亜臨界水処理に限らず、例えば RPF を作るだけ作って、その場では焼却してエネルギー回収はしていないけれども、資源化はしましたという場合、それは資源化したという扱いになるのでしょうか。事務局への質問です。

橋本委員：これは、ならないというご説明だったと思います。焼却灰の再生利用は該当しないということですよ。

藤井座長：灰にまでなってしまうと駄目かもしれないのですが、その手前の燃料の段階かどうかですね。

環境省：燃料化の扱いに関しましても、※2 の再資源化の定義のところになりますけれども、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることを再資源化として定義しようかなと思っています。なので、燃料化についても再資源化には含めないという整理になります。

藤井座長：言い方が悪かったかもしれませんが、これはエネルギー回収としては認めてもらえるという理解でよろしいですか。

環境省：はい。焼却時の熱回収には含めてよいと考えております。

藤井座長：その場では焼却しなくても、燃料にするだけでもいいということですか。

環境省：そうですね。それは熱回収として整理していいのではないかと思いますので、熱回収の中に含めるという考え方かなと思います。

藤井座長：わかりました。

橋本委員：そうであるならば「焼却時の熱回収」という形に限定しない方がいいと思います。

環境省：はい。ありがとうございます。

環境省：資源循環課の山田です。分かりやすくするという意味では、再資源化と燃料化をもう少し整理して書き分けた方がいいということですかね。

藤井座長：そうですね。はい。

環境省： 熱回収の中に燃料化を含むとか、その辺りは書き方を工夫したいと思います。

藤井座長：お願いいたします。私の方も、特に大体この方向でいいと思うのですが、最初のご説明の最後の方であった、加算項目を一部標準項目の方に持っていくかもしれないというお話について確認させてください。例えば④、⑤を標準項目の方に持っていったとして、この 10 点分が標準点に入って 110 点、加算点が 40 点になるという意味なのか、それともあくまで標準点 100 点の中で調整して加算点 50 点という枠組みの中で組み替えるという意味なのか、どちらになるのでしょうか。

環境省： 標準点 100 点、加算点 50 点という配点の枠組みは変わりません。例えば加算点の④と⑤を移動したとしても、今の標準点①と②に加えて、従業員への研修・教育と事業の透明性を全てクリアしていれば 100 点が取れるという形になります。逆に、それをクリアできていなければ入札参加資格は得られないということになります。加算点については、④と⑤の 10 点分が浮きますので、その分は他の項目に割り振る形になるかなと思います。

藤井座長：先ほど、基準が緩くなったように見えるから対応が必要ではないかというお話があったと思います。まだ私自身、十分理解できていないところもあるのですが、そうすると標準点と加算点の割合はそのままでも、その点はクリアできるということなののでしょうか。

環境省： そうですね。6 ページ目をご覧くださいますと、現行の裾切り方式では満点 75 点の 6 割ですので、45 点が必達になります。満点の 6 割以上の点数 45 点を獲得しないと入札参加資格が得られないという仕組みになっています。例えば、今の評価項目で見てみますと、優良適性が 10 点、温室効果ガス排出削減対策が 10 点で、この二つだけだと 20 点しか得られません。このため、現状の裾切り方式でも、環境・CSR 報告書の公表や温室効果ガス排出削減計画、従業員への研修、事業の透明性といった項目すべてをクリアして 45 点を取らないと、入札参加資格が得られない形になっています。一方で、今回の総合評価落札方式ですと、加算点が仮に 0 点であったとしても、総合評価点で負ける可能性はありますが、標準点をクリアしていれば入札参加資格そのものは得られてしまいます。そういう意味で、少し緩くなっている、あるいは緩くなっているように見えるのではないかというご指摘をいただいたところです。そのため、必達となる標準点をもう少し厚くしないと、緩く見えるのではないかというご指摘であったと理解しております。

藤井座長：それは項目数を増やせば厳しくなるということでもないような気がしますけれど

も、見た目の印象ということもあるわけですね。

環境省：　そうですね。単純に評価項目を増やせばよいということではないのですが、例えば従業員への研修・教育や事業の透明性といった項目を標準点の方に持ってくれば、現状と比べても、まだ十分かどうかは別として、30 数点程度は取れているような形になります。その辺りはもう少し検討が必要かなと考えているところです。

藤井座長：　そうなのですね。難しいですね。標準点がある程度厳しいことも大事だと思いますけれども、そこで本当に入札参加できる事業者が少なくなり過ぎてはいけないですし、また価格の違いで評価したいという考え方もある中で、なかなかさじ加減が難しいところだと思います。そういう意味では、標準点のところで要求事項を厳しくしていくという考え方もある一方で、あまり排除し過ぎてはいけませんし、本来は加算点のところで差がついて、より頑張っている事業者が落札しやすくなるというのが制度の趣旨だったと思います。そう考えると、加算点のウエイトがあまり小さくなっていくのも少し違うような気がします。

環境省：　おっしゃる通りと思います。

藤井座長：　その辺りのバランスを考えていただければと思います。もう少し議論を続けたいと思うのですが、事務局の方から、もう少しこういうところを議論してほしいといった点はありませんか。

環境省：　先ほど橋本委員からもご指摘いただいていた、温室効果ガスの削減計画・対策の範囲についてですが、今のところは、オフィスも含めて産業廃棄物部門に限定するという形でいいのかなと考えておりました。ただ、その辺りが実務上どの程度整理できるのかというところは少しあるかと思っております、オフィスにおける脱炭素対策も含めてよいのかという点について、少しご議論いただければと考えております。

藤井座長：　この辺りについて、中込委員に少しご発言いただければと思います。中込委員、いかがでしょうか。

中込委員：　ご指摘自体はごもっともかなと思いますが、やはり規模の小さいオフィスの一部門について、使用削減効果だけを切り出して評価するというのは、なかなか難しさがあるのかなという印象を持っております。絶対量の規模の問題もあり、管理上の制約も大きいのかなと思いますので、特にその点にはこだわらず、事業者全体で評価してもよいのではないかと個人的には思います。

藤井座長：それでは室石委員、よろしいですか。

室石委員：今のご意見と同じというか、やはり小さい事業者だと本当に分けにくいというのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、私どもは年度末に、中央環境審議会から温暖化対策・脱炭素に関するヒアリングを受けておりまして、産業部門の各部門の代表として毎年ご説明をさせていただいております。その中で、毎年業界全体の排出量を算定して報告しているのですが、オフィス部門については、ここ4、5年で結構減ってきておりまして、例えばLED化などの対策が実際に進んでいることを、算定を通じて感じているところがあります。そういう意味では、オフィスも評価対象に含めていただくという点は、非常によいことではないかと思えます。ただ、一方で分けにくいということも事実でして、実は先ほど申し上げた全産連で集計しているデータも、分けられないということで分けずに集計している部分があります。ですので、実際上は、大企業はそれほど多くないので、通常であれば一緒に扱ってもそれほど大きな違いはないのかなという感覚があります。ただ、大企業の中には全く別の事業を行っている部門と一緒にしているケースもあるかもしれませんが、実際にはそれほど多くないようなと思います。そういう意味では、特殊な例があれば除いていただくということはあってもよいと思いますけれども、通常であれば、配慮する必要はないのではないかなと思いました。以上です。

藤井座長：ちなみに、全体の排出量に占めるオフィスの割合がどれくらいかというのは、大体お分かりなのですか。

室石委員：分かってはいるのですが、今手元にデータがなく、毎年出しておりますので、数値としては持っています。

藤井座長：分かりました。また教えていただければと思います。私個人としては、オフィスであっても本当に頑張っているのであれば、必ずしも排除しなくてもいいのかなと思います。ただ一方で、規模がすごく小さいとか、本当にテクニカルに切り分けるのが難しいということであれば、そこは対象外という考え方もあり得るのかなとも思っています。今のところ、その二つの考えを持っているという感じです。この評価内容についてですけれども、この表を見ただけでもある程度誤解なく伝わるようにすることは大事だと思います。その上で、これとは別に、各項目の意味はこういうことです、という詳しい説明資料も別途用意されるという理解でよろしいでしょうか。

環境省：そうですね。この専門委員会でお示ししているのは18ページに記載している評価内容になりますので、まずはこちらでご説明する形になります。ただ、実際に制度が決まった後、各調達者にお知らせする際には、現状も環境配慮契約法の基

本方針関連資料として解説資料を公表しておりますので、調達者にはそちらを見ていただいて、細かい内容が分かるような形になります。

藤井座長：最終的にはそういうところまで詰めていただくということですね。分かりました。橋本委員、追加で何かこの点についてありますか。

橋本委員：ここの削減対策の例のところに書かれている内容は、主にはオフィス系の対策になってくると思うのですが、もちろん機械を動かすところもあるとは思いますが。ただ、再資源化の推進ですとか、要するに焼却を削減して再資源化を進めることで、直接・間接的な排出削減にも貢献するといったような内容も、例として入っていた方がいいのではないかと思います。

環境省： おっしゃるとおりですね。ここはオフィスにおける対策が中心の例になっておりますので、再資源化といったところも含めて、例として記載させていただきます。

藤井座長：室石委員、手を挙げていただいていますね。

室石委員：先ほどのご質問ですが、焼却とか産業廃棄物部門と呼ばれているインベントリ上の区分で、年間 400 万トンぐらい出ているのですが、業務部門、我々でいうオフィスの方が 50 万トンぐらいです。年間では、それくらいと評価をしております。

藤井座長：結構割合が大きいということですね。早速調べていただき、ありがとうございます。ほかに何か議論しておくべきことはありますでしょうか。いくつかご意見をいただいています、大きな方向性としては、お示しいただいている案でよいのではないかと、今のところはまとまっているのかなと思います。今日は、具体的に配点を変えとしても、何点にするかというところまで決めるのはなかなか難しいと思いますので、本日の議論を踏まえて新しい案を示していただき、次回改めて議論することになるのかなと思います。中谷委員については、本日の議論について事務局から簡単にご説明いただいた上で、後日ご意見をいただくということよろしいでしょうか。

環境省： はい、承知しました。

藤井座長：よろしくお願いいたします。それでは、全体を通してまだご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、「その他」の議題に移りたいと思いますが、事務局から何かございますか。

環境省： 特にございません。本日の議論は以上になります。

藤井座長：分かりました。それでは議事進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

環境省： 藤井座長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心にご議論いただきありがとうございました。本日のご議論を踏まえまして、評価項目や配点、その他詳細事項について引き続き検討を進めてまいります。それでは以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回資源循環の促進に向けた産業廃棄物処理契約専門委員会を終了いたします。

以上